

4月から年金制度が改正されます

繰下げ受給の上限年齢引き上げ

66歳から70歳までとなっている老齢年金の繰下げ受給の年齢について、上限が75歳に引き上げられます。繰下げ受給をした場合、年金額は繰下げした月数によって1月当たり0.7%の増額となります。

※令和4年3月31日時点で、70歳に達していない方または受給権の取得日から5年経過していない方が対象になります。



繰上げ受給の減額率の見直し

65歳より早く年金を受給した場合（繰上げ受給）の減額率が、1月当たり0.5%から0.4%に変更されます。

※令和4年3月31日時点で、60歳に達していない方が対象になります。引き続き年金手帳を保管してください。

在職定時改定の導入

在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、今までは退職時、70歳到達時のみ年金額が改定されていましたが、今後は、毎年基準日（9月1日）に厚生年金保険の被保険者である場合は、その翌月10月分の年金から改定されます。

在職老齢年金制度の見直し

在職中の老齢厚生年金受給者について、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。

令和4年4月から60歳以上65歳未満の方の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準の見直しが行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準（28万円から47万円）に緩和されます。

加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年以上ある老齢、退職を支給自由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず加給年金が支給停止となります。

※令和4年3月に加給年金の支給がある方については、経過措置があります。

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え

令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には「基礎年金番号通知書」が発行されます。※すでに年金手帳を交付されている方には基礎年金番号通知書の交付は行いませんので、引き続き年金手帳を保管してください。



問合せ先／釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810